

2025 年度 日本イーライリリー医学教育助成 第 2 回 応募要領

<重要なお知らせ>

- 医学教育助成の応募申請受付期間は以下となります。なお、ご申請は、E-mail での受付となります。
- 応募申請者ご本人、または所属学会・医会・財団等の団体の契約担当部署以外からの問い合わせ連絡には一切回答または対応できませんのでご了承ください。

【本医学教育助成 応募申請書類提出受付期間】

受付開始:2025 年 7 月 15 日 15:00

受付終了:2025 年 9 月 25 日 15:00

【透明性確保のための質問票回答受付期間】

受付開始:2025 年 7 月 15 日 15:00

受付終了:2025 年 10 月 3 日 15:00

目次

P.2 日本イーライリリー株式会社の助成・寄付に関する方針

日本イーライリリー 医学教育助成の趣旨

対象国

対象領域・疾患における医学教育事業のテーマ

P.4 本公募の医学教育の対象

医学教育事業実施期間

応募資格および要件

助成対象外の団体/医学教育事業

P.5 応募申請書類および透明性確保のための質問票回答提出期間

応募方法

医学教育助成：応募申請の流れ

P.6 審査

審査結果の通知および採択結果の公開

助成金額および助成件数

助成金の交付方法、交付予定日および使用期間

助成金の使途

P.7 医学教育事業実施報告および助成金使途報告

その他の留意事項

リリーグラントオフィス（教育・研究助成事務局）連絡先

<日本イーライリリー株式会社の助成・寄付に関する方針>

- 弊社の助成・寄付は、重点領域・疾患を中心とした、(1)患者の皆様方の健康、医療技術や疾病知識の向上への貢献を目的として、医療に携わる学術組織や学会、医療担当者が所属する団体、あるいは患者団体の皆様方を支援させていただくもの、または、(2)医学教育や医学研究に資することを目的として、医学研究機関を助成させていただくものです。
- 弊社の助成・寄付は、医療に携わる方々が行なう製品の処方や採用・購入、製造販売承認やその他の法規制に基づく許認可といった弊社の事業に関連する意思決定に関していかなる便宜の供与も条件とするものではありません。
- 弊社の助成・寄付は、個人に対して行うことはありません。
- 弊社の助成・寄付は、透明性、公平性および独立性を確保するため、営業・マーケティング部門等とは完全に分離した部署(教育・研究助成事務局)が運用致します。したがって、医薬情報担当者、事業活動に直接関わる部門の社員は、助成・寄付申請に関するプロセスに関わることはできません。
- 弊社は、社内方針(『企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する方針』、または『企業活動と患者団体の関係の透明性に関する方針』)に基づく利益相反の管理ならびに金銭抛出の透明性を確保するため、助成金・寄付金を抛出した相手先の名称及び寄付金額等の情報を弊社ウェブサイト等において公開する予定です。2025年に抛出したしました助成金・寄付金額を弊社のウェブサイト上において2026年に公開する予定です。公開に同意いただけない場合は、助成金・寄付金のお支払いはできませんので、ご了解をお願い致します。

<日本イーライリリー 医学教育助成の趣旨>

日本イーライリリー 医学教育助成(以下、「本医学教育助成」)は、弊社の指定する領域・疾患の unmet medical needs(満たされていない医療ニーズ)分野における医療の質の向上を目的とした、医療従事者の皆様の知識とスキルの向上に取り組まれる医学教育事業・プロジェクト(以下、医学教育事業)を支援します。

<対象国>

日本(日本国外からの応募申請、日本を含む複数国で行われる教育事業および日本以外の国で実施される教育事業は対象になりません。)

<対象領域・疾患における医学教育事業のテーマ>

神経疾患	
疾患	テーマ
アルツハイマー病	抗アミロイドβ抗体薬の登場により新時代を迎えたアルツハイマー病治療において、正確な診断に基づいた最適な治療の推進を目的とした下記教育事業 ・ アルツハイマー病の病態、病理に関する教育 ・ アルツハイマー病による軽度認知障害(MCI)、軽度の認知症の診断、対応に関する教育 ・ 最新治療の理解(臨床的意義と患者管理)に関する教育 ・ 診断や治療モニタリングに必要な画像読影に関する教育 ・ 患者さんや家族、介護者との診断や治療に関するコミュニケーション方法に関する教育
片頭痛	片頭痛の診断・治療において、以下に貢献する教育事業 ・ 専門的知識の普及による早期診断と適切な治療の推進に関する教育 ・ 片頭痛の治療ゴール、治療効果の確認に関する教育 ・ 専門医と非専門医の医療連携を促進し、適切な受診・治療を促進に貢献する教育 ・ 患者さんとの診療・治療に関するコミュニケーション方法に関する教育

がん疾患	
疾患	テーマ
肺癌、乳癌、甲状腺癌、胃癌、大腸癌	・ 治療決定時の患者意思決定支援(Shared Decision Making) ・ 薬物療法における AE マネジメント(皮膚障害、下痢、過敏症、蛋白尿、好中球減少のいずれかを含む) ・ 治療法決定のための遺伝子検査 (EGFR L858R, EGFR T790M, RET, KRAS G12C のいずれかを含む)

代謝・内分泌疾患	
疾患	テーマ
糖尿病・糖尿病性合併症	最新の糖尿病・糖尿病性合併症の診断および治療環境について、医療従事者が臨床上の課題と最適な診断と治療を理解することに資する、以下の医学教育事業 ・ 糖尿病・糖尿病性合併症の病態、病理に基づく適切な診断と治療戦略、最新治療方法の理解(臨床的意義と患者管理)に関する教育事業 ・ 患者さんや家族、介護者と病態、診断並びに治療に関するコミュニケーション方法に関する教育
肥満症	最新の肥満症の診断および治療環境について、医療従事者が臨床上の課題と最適な診断と治療を理解することに資する、以下の医学教育事業 ・ 肥満症および関連する健康障害の病態、病理に基づく適切な診断と治療戦略、最新治療方法の理解(臨床的意義と患者管理)に関する教育事業 ・ 患者さんや家族、介護者と病態、診断並びに治療に関するコミュニケーション方法に関する教育

自己免疫疾患	
疾患	テーマ
関節リウマチ	関節リウマチにおいて、以下に貢献する教育事業 ・ 疾患の病態 ・ 患者さんの自覚症状の重要性とそれに対するアプローチ ・ 最新の治療(薬剤選択・疾患評価方法、最新のガイドラインの内容など)の理解
乾癬性関節炎・脊椎関節炎・若年性特発性関節炎	乾癬性関節炎を含めた脊椎関節炎、若年性特発性関節炎の診断・治療において、以下に貢献する教育事業 ・ 専門的知識の普及による早期診断と適切な治療(薬剤選択・活動性評価方法)の推進
乾癬	乾癬において、以下に貢献する医学教育事業 ・ 疾病負荷 ・ 乾癬性関節炎の早期発見の重要性と認知向上 ・ RWE の意義への理解と実臨床において適切な治療
アトピー性皮膚炎	アトピー性皮膚炎において、以下に貢献する医学教育事業 ・ 中等度以上のアトピー性皮膚炎への全身療法の理解 ・ 発症早期からの適切な治療介入への理解 ・ 全身治療における課題
円形脱毛症	円形脱毛症において、以下に貢献する医学教育事業 ・ 専門的知識の普及による適切な診断と治療の推進

<本公募の医学教育事業の対象>

医療従事者

<医学教育事業実施期間>

医学教育事業実施期間:2026 年 1 月 1 日以降に開始し、2027 年 3 月 31 日までに終了

※教育用資材の場合、2027 年 3 月末までに公開済みであること

※セミナーや講習会などの会合イベントの場合、2027 年 3 月末までに実施済みであること

＜応募資格および要件＞

日本国内に所在する、以下の法人格を有する団体を対象とします。個人として申請することはできません。

- 大学の医歯薬学部、大学病院、地域医療支援病院
- 医学系の学会、研究会(2025年4月1日時点で、原則として500名以上の正会員を有し、支部でないこと)
- 医療系の財団法人・NPO法人等、疾患領域に関する啓発活動を行っている法人
- 医師会

他施設／他団体と連携したプロジェクトの場合、すべての施設・団体が意味のある役割を果たし、その中でも申請する施設・団体が企画・運営・実施・会計において責任を果たすこととします。

また、応募の際には、事前にすべての他施設／他団体からの了解を得てください。

＜助成対象外の団体/医学教育事業＞

以下に該当する医学教育事業は、審査・助成対象にはなりません。

- 医療用医薬品製造販売業構成競争規約等、各種業界のルールおよびガイダンスに違反している申請
 - 施設・団体の年間活動全体に対する申請
 - 学会・研究会等の年次集会全体に対する申請
 - 日本国内で行われない医学教育事業および日本を含む複数国で行われる医学教育事業
 - 所在地にかかわらず国際団体が企画・運営・実施する医学教育事業
 - 既に実施済みの医学教育事業、または現在進行中の医学教育事業
 - 2026年1月1日以前に開始されている医学教育事業
 - 他の団体または個人に対する寄付・助成・表彰等の支出が予定されている医学教育事業
 - 調査・研究を含む(申請の教育事業の実施効果測定のためのアンケート調査は除く)事業・プロジェクト
 - 既に他の公募型の助成を受けている医学教育事業
- 本医学教育助成への応募を妨げるものではありませんが、応募の医学教育事業で他の助成金を受けることが決定した場合は、本助成の対象外となることを確認し、速やかに日本イーライリリーに通知すること
- 既に同一又は類似のテーマで、弊社から業務を受託し、または弊社と業務提携を行っている場合
 - 弊社に寄付申請している、または申請を予定している医学教育事業
 - 弊社が提示する「同意書」にご同意いただけない場合
 - 弊社が提示する「医学教育助成に関する契約書」にご同意いただけない場合
 - 弊社が提示する「医学教育助成に関する契約書」の締結に基づく助成金の交付となることにご同意いただけない団体(所属機関より発行された通知書、請求書による助成金の交付は対応不可となります)
 - 助成金の支払い口座が、主催施設・団体とは異なる施設・団体の場合
 - 申請期間外に申請されたもの、または申請期間内に申請に必要な全ての書類を提出いただけなかったもの
 - 施設・団体が行うべき当該施設・団体の医療担当者のための教育・研修活動、(例:各医療機関(施設)で実施される所属の医療担当者等ならびに、同一母体や関連施設に所属する複数の医療機関(施設)所属の医療担当者等への研修)

＜応募申請書類および透明性確保のための質問票回答提出期間＞

提出書類 ・医学教育助成申請用紙(事業の目的、内容、収支明細等を含む) ・同意書(応募代表者署名済) ・団体の事業計画書・収支予算書(申請年度時) ・団体の事業報告書・収支決算書(申請年度前年) ・団体の会則または定款	2025年7月15日15:00～ 2025年9月25日15:00 まで
「透明性確保のための質問票」回答	2025年10月3日15:00 まで

注1) 上記期間を過ぎて申請・返信されたものは、理由の如何にかかわらず受付できません。

「透明性確保のための質問票(Due Diligence Questionnaire)」へのリンク(URL)が記載された E メールを受信が確認できない場合は、以下等をご確認いただき、受信していない場合は、回答期限までに弊社事務局にメールでご連絡ください。回答期限を超えてのご連絡には対応しかねますのでご了承ください。

- ① 「迷惑メール」フォルダに振り分けられていないこと
- ② 受取不可のドメイン設定となっていないこと

注2) 応募申請者本人、または所属団体の契約担当部署以外からの問い合わせ連絡には一切回答または対応できませんのでご了承ください。

<応募方法>

「2025 年度 日本イーライリリー 医学教育助成 応募要領」に従い、教育・研究助成事務局宛に E-mail (JP_LGO@illy.com)でご申請下さい。

<医学教育助成:応募申請の流れ>

1	申請	すべての提出書類をそろえ、E-mail 添付にてお送りください。 注1) 申請用紙、同意書は、必ず「医学教育助成」申請サイトに掲載の書式をご使用ください。 注2) 全ての提出書類をそろえて申請ください。一部書類での受付はいたしておりません。 注3) 申請用紙は、必ず申請者が記載し、申請者本人の E メールアドレスを記載して下さい。 <u>運営事務局等のアドレスの場合、要望にお応えしかねます。</u> 注4) 圧縮、またはパスワード保護されたファイル、URL での資料の受け付けはできかねます。 2025 年 9 月 25 日 15:00 まで
2	「質問票」送信	応募申請書類を受信、確認し、5 営業日(翌日より起算)以内に「透明性確保のための質問票(Due Diligence Questionnaire)」へのリンク(URL)が記載された E メール送付(弊社)
3	「質問票」 回答送信 ・ 申請完了	透明性確保のための質問票の入力、返信、および申請受付完了メール受信 「透明性確保のための質問票」への回答提出、または再提出をもって申請完了となります。 注1) 質問票の回答は審査対象のため、期間内に質問票の回答を返信いただけない場合は、 審査の対象外とさせていただきますので、ご了承下さい。 注2) 回答に不足等がある場合、質問票返信後、5 営業日以内に追加入力依頼のため、質問票が返却されます。追加情報等を入力いただき、再度、質問票を提出下さい。再提出いただけない場合、審査の対象外とさせていただきますので、ご了承下さい。 注3) 以前の回答が残っている質問票は、必ず今回の申請情報に更新ください。更新されていない、または回答が申請情報と異なる場合、本医学教育助成のご要望にお応えしかねますのでご了承下さい。 注4) 質問票へは、必ず申請者ご本人が回答下さい。 2025 年 10 月 3 日 15:00 まで

<審査>

- 提出いただいた申請書類をもとに弊社審査会で審査されます。
- 医学教育事業ごとに提出された書類をもとに、主に以下の観点から審査し、助成事業の採択を決定します。
 - 活動の意義
 - 医学教育事業の内容
 - 計画の詳細
 - 予想される効果と測定方法
 - 実現可能性
 - 予算

- なお、「応募要領の規定の順守」および「医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める団体性の判断基準」等に関する調査・確認も併せて実施します。
- 提出された「透明性確保の質問票」の回答は、弊社米国本社および日本国内関係部署で、海外汚職防止法はじめ関連法規制の遵守、利益相反の管理、および助成金交付の透明性等の観点から確認・審査されます。
- 申請サイトから送信された応募申請書類の情報が本応募要領を満たさない場合、また「透明性確保のための質問票」回答の提出がない場合は審査の対象とはなりません。

<審査結果の通知および採択結果の公開>

2025 年 10 月末日までに、申請者に審査結果をメールで連絡します。

なお、審査内容・結果の詳細についてのお問い合わせに応じることはできませんのでご了承ください。

助成対象者は、審査結果メールの記載事項を確認し、本助成に関する契約書に必要な情報を E メールで弊社教育・研究助成事務局にご連絡ください。また、助成金支払い手続き完了後、弊社ホームページ上で団体名、事業・プロジェクト名を公開いたします。

<助成金額および助成件数>

本医学教育助成の助成金額は、1 件あたり 800 万円を上限とし、助成件数は予算に応じて決定いたします。

<助成金の交付方法、交付予定日および使用期間>

- 交付方法：「日本イーライリリー 医学教育助成に関する契約書」に記載の所属団体が指定する口座に振り込みます。
- 交付予定日：2025 年12月中旬を予定しております。
ただし、下記に該当する場合は助成を取りやめることとなりますのであらかじめご了承ください。
 - 2026年1月1日以前に開始されていることが判明した場合
 - 所属団体と医学教育助成に関する契約が2025年11月30日までに締結できない場合
 - 弊社指定の「日本イーライリリー 医学教育助成に関する契約書」のみで契約の締結および助成金の交付が完結できない場合（所属機関の発行する受入れ通知書や請求書等での助成金交付の対応はできません）
 - 医学教育助成金としての受入れができない場合（寄付金、奨学寄付金、委託研究費、共同研究費等の名目・手続き・方式で本助成金の受入れはできません）
 - 応募申請時の収支明細に経費として「間接経費・一般管理費等」が予算化して申請されておらず、採択決定後、「間接経費・一般管理費等」の免除が認められないことが明らかになった場合。
 - 申請書類(事業の目的、内容、収支明細同意書) および「透明性確保のための質問票」の回答に虚偽の記載があることが明らかになった場合

<助成金の使途>

応募者はあらかじめ下記の点について、所属する団体からの同意を得てください。

- 本助成金の使途は、申請した医学教育助成申請書に記載した医学教育事業(以下、本医学教育事業)の使用に限定され、本医学教育事業期間内に使用すること。(応募者が所属する団体等の一般管理費等は、助成対象にはなりません。)
- 助成金は「日本イーライリリー 医学教育助成に関する契約書」に記載の所属団体が指定する口座に振り込まれ、その団体のみで使用する。
- 助成金は申請代表者本人の責任のもと使用されること。
- 申請代表者、または本医学教育事業の代表者が異動・変更する際は、弊社教育・研究助成事務局まで連絡すること。
- 助成金を使わなかった場合、または助成金に余剰が生じた場合は、返還すること。
- 助成金の使途を変更する場合、または助成金交付の医学教育事業内容に変更が生ずる場合は、速やかに弊社教育・研究助成事務局に連絡することとし、かかる変更は、弊社教育・研究助成事務局の確認・審査を経て許可を得ない限り行わないこと

- 助成金は、座長、演者、講師等の役割者を除くあらゆる参加者の交通費、宿泊費等の個人費用および学会参加費に使用しないこと。また、座長、演者、講師等の役割者を含めあらゆる参加者の飲食費、懇親会費に使用しないこと
- 助成金が交付される医学教育事業を講演会、研修会、セミナー等の会合で実施する場合は、会合の開催場所、開催方法等、かかる会合の目的に照らし適切なものであり、医学教育事業の目的を逸脱したものでないこと
- 収支明細内訳は、具体的に使途を記載し、申請の医学教育事業に関連性のない経費に助成金を使用することはできないこと。また、下記の費用には本助成金は使用できないこと。
 - 建物等の施設・設備の整備費用(増改築を含む)
 - パソコンおよび電子機器類の購入、設備備品の購入費用、機器等の修理費用
 - ソフトウェア、システムの購入等
 - 学会等、団体のホームページ作成・管理費
 - 学会等、団体の会員管理システム費
 - 常勤または非常勤職員の人件費
 - 学会事務局員の旅費、宿泊費
 - 学会年会費
 - 本医学教育事業の申請者、関係者等の知識習得、情報収集を目的としたトレーニング、セミナー、学会参加費、書籍・文献購入費 等、医療担当者の個人費用とみなされるもの

<医学教育事業実施報告および助成金使途報告>

- 実施結果報告:
 - 2027 年 4 月末までに事業実施結果報告書を弊社教育・研究助成事務局宛てにEメール添付で提出してください(必須)。提出がない場合、以降の所属団体からの申請にはお応えしかねます。やむを得ず報告が遅滞する場合は、事前に弊社事務局に連絡をお願いいたします。
 - 成果を外部に公表・公開(掲載、配布等)される場合は「2025年度 日本イーライリリー 医学教育助成(英文名: Eli Lilly Japan Independent Medical Education Grant 2025) の助成を受けた事業・プロジェクトであることを記載していただき、弊社事務局に連絡ください。
- 助成金使途報告:
 - 2027年4 月末までに助成金使途報告書を弊社教育・研究助成事務局宛てに提出してください(必須)。助成金使途報告書には、購入・支払い日、購入物品、購入・支払い先、購入単価等の詳細を記載し、Eメール添付で送付ください。
報告の際に証ひょう類は添付不要ですが、監査等で確認をすることがありますので貴所属団体にて保管をお願いいたします。

<その他の留意事項>

- 弊社の医薬情報担当者(MR)、メディカルサイエンスリエゾン(MSL)等担当者が本申請における代行、問い合わせ等の取次を行うことはできません。お問合せは、応募者ご本人が、弊社教育研究助成事務局に直接メールでご連絡をお願いいたします。
- 審査結果は、弊社事務局から直接申請者宛に郵送いたします。弊社MR、MSL等担当者は、審査結果に関する訪問・対応はできませんので、ご了承ください。
- 助成対象者・団体として相応しくない行為があったときは、助成をやめたり、助成金の返還を求めたりすることがあります。
- 個人情報、本医学教育助成に関連する業務にのみ利用し、必要な範囲に限定して適切に取り扱います。
- 本医学教育助成に関しては、弊社の「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する方針」に則り、弊社ホームページ上で助成先(名)・助成金額等の情報開示をさせていただきます。

ご不明な点などがございましたら、事務局までメールにてお問い合わせください。

リリーグラントオフィス(教育・研究助成事務局)連絡先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 5-1-28 LILLY PLAZA ONE BLDG. 8F
日本イーライリリー株式会社 Lilly Grant Office(教育・研究助成事務局)宛
Eメール: JP_LGO@lilly.com

リリーグラントオフィスサイト

URL: <https://www.lilly.com/jp/extending-our-impact/lilly-grant-office>

弊社では、ご提供頂いた個人情報を、法令及び社内取扱基準に従い、厳重に管理いたします。
弊社における個人情報の取扱についての詳細は、ホームページ(www.lilly.co.jp)に掲載されています。